

平成21年分
所得申告
相談始まる

22年度
町・道民税の申告も

平成二十一年中に所得のある方で、平成二十二年一月一日現在、本町に住所を有している方はもちろん申告が必要になります。

平成21年分申告相談は下記日程で行います

次のような方は申告を要しません

- 一、生活扶助を受給されている方
- 二、給与所得者で年末調整をされている方

申告に必要なもの

- 一、二十一年中の収入と経費が明らかにできるもの（収入内訳書・領収書・源泉徴収票）
- 二、家族の状況が明らかにできるもの
- 三、二十一年中に支払った生命保険料・個人年金証明書等、国民年金保険料等を支払った旨を証する書類、地震保険料証明書、長期損害保険料証明書（平成十八年十二月三十一日までの契約締結分）

法定調書の提出を忘れないで
提出先等が本来の提出先になります

平成二十一年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書」及び「同合計表」の提出は

直接 釧路税務署へ

「給与支払報告書」、「同総括表」及び「退職所得の特別徴収票」などの提出

直接 浜中町へ

（浜中町に二十二年一月一日現在住所がある方）
※それ以外の方は、直接受給者の所在市区町村へ送付してください。
平成二十二年二月一日(月)までに各提出先に提出してください（必着）

注意

白色の事業者（漁業〔昆布作業員賃金など〕、農業）も確定申告前に法定調書の提出が必要になります。
未提出の場合は事業経費として計上できない場合もあります。
（提出用紙の無い方は、役場 税財政課 課税係に問い合わせください。）

所得申告相談日程表

月日	曜	受付時間	地区名	会場
2.16	火	9:30~15:00	奔幌戸・貰人・恵茶人	総合文化センター
17	水	9:30~15:00	新川・暮帰別	
18	木	9:30~15:00	霧多布西1条~西4条	
19	金	9:30~15:00	霧多布東1条~東4条	
22	月	9:30~15:00	仲の浜・湯沸	
23	火	9:30~15:00	琵琶瀬	
24	水	9:30~15:00	榊町	
25	木	9:30~12:00	散布全域	
26	金	9:30~17:00	町内全域	役場税財政課
3. 1	月	9:30~15:00	茶内市街全域	役場茶内支所
2	火	9:30~15:00	茶内農連・茶内第一	
3	水	9:30~15:00	茶内第三・東円・西円	
4	木	9:30~15:00	浜中市街全域・熊牛原野	役場浜中支所
5	金	9:30~15:00	姉別全域・厚陽	
8	月	9:30~17:00	町内全域	役場税財政課
9 ~ 12	火 ~ 金	9:30~17:00	町内全域	総合文化センター
15	月	9:30~17:00	町内全域	役場税財政課

※相談月日・地区名・会場を確認のうえ、お間違のないようお願いいたします。

こちらもお忘れなく
事業者の方は、町固定資産税（償却資産）申告書の提出もお願いいたします。
提出期日は、平成二十二年二月一日(月)必着

